

島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請等について

当社は、島根原子力発電所における原子炉施設の保安活動を定めた原子炉施設保安規定 ※1(以下「保安規定」という。)を変更するため、本日、経済産業大臣に認可申請を行いました。

これは、本年6月15日に経済産業大臣から発出された島根原子力発電所の点検不備に対する保安規定の変更命令等に対応したものです。

合わせて、点検不備に係る総点検結果を踏まえ、保安規程 ※2に定める保全計画を変更し、届出を行いました。また、島根原子力発電所2号機において点検時期を超過した機器の点検が完了したことから、本年6月11日付けの経済産業大臣指示に基づき、その結果について報告しました。

今後も、保安規定および保安規程を遵守するとともに、点検不備に対する再発防止対策を確実に実施してまいります。

※1. 保安規定とは

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定められており、原子力発電所の運転の際に実施すべき事項などを記載している。事業者が定めて申請を行い、国の審査を経て認可を受けるもの。

※2. 保安規程とは

「電気事業法」に定められており、発電所などの電気工作物について、点検や検査方法等の保安対策を事業者が定め、国へ届け出るもの。

1. 保安規定の変更内容について(概要)

保安規定の変更命令	保安規定の変更内容
保守管理業務に係る各組織の役割及び責任の明確化	○ 各保守管理業務を遂行する責任者(例:発電所長、保修管理課長等)や各保守管理業務に適用するQMS文書※3名(「保全活動管理指標設定および監視手順書」等)を具体的に記載し、保守管理業務に係る役割及び責任を明確化。
保守管理業務に係る手順の文書化及びその位置づけの明確化	○ 直接原因の再発防止対策に係る保守管理業務の手順をQMS文書に反映し、そのQMS文書名(「点検計画作成・運用手順書」等)を具体的に保安規定に記載して、保守管理業務に係る手順を明確化。
保全計画の継続的な見直し	○ 点検・補修の結果、不適合管理、是正処置及び予防処置の結果を踏まえ、保全計画(点検計画、点検計画表等)を継続的に見直すことを明記。
業務運営の仕組みの強化	○ 業務運営の仕組みを強化するために設置した組織等について、その役割や実施内容を明記。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「原子力部門戦略会議」を設置し、規制動向や現状の保安活動における課題・問題点を把握し、原子力の重要課題を統括して業務運営の改善を図る計画を検討する。 ・ 「原子力安全情報検討会」を設置し、保安活動に関する制度変更に対し、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を策定するとともに、発電所が十分実施可能な合理的な手順を確立する。 ・ 発電所の統括機能を強化し責任体制を明確にするため、関係課を統括する保修部、品質保証部を設置する。
不適合管理に係る組織の役割及び責任の明確化並びに不適合情報の収集・処理の強化	○ 不適合管理に関する責任者の役割を明記するとともに、不適合と思われる情報すべてについて、新設する「不適合判定検討会」の対象とすることを明記。
安全文化を醸成する活動の取組の強化	○ 安全文化の醸成に向けて設置した組織等について、その役割や実施内容を明記。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「原子力強化プロジェクト」を設置し、安全文化醸成等に関する課題への対応業務を行う。 ・ 「原子力安全文化有識者会議」を設置し、第三者の視点から原子力安全文化醸成活動に対する提言を受ける。

※3. QMS文書とは

QMS(品質マネジメントシステム)に必要な品質マニュアルや手順書類のこと。

2. 保安規程の変更内容について(概要)

島根原子力発電所1, 2号機の点検計画表の見直しに伴い, 1, 2号機の保全計画(保安規程の別紙)に記載の点検計画についても「点検及び試験・検査項目」「保全方式又は頻度」等を修正しました。

3. 点検時期を超過した機器の点検完了(2号機)について

点検時期を超過した162機器について, 点検計画表に従った点検を実施し, 機器の健全性に問題がないことを確認しました(点検期間:平成22年4月6日～7月27日)。

なお, 1号機については, 引き続き, 点検時期を超過した機器の点検を実施してまいります。

以上

関連情報

[原子力発電\(環境@エネルギー\)](mailto:環境@エネルギー)